

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

外国出願費用の負担を軽減したい！という企業の方へ

海外市場での販路開拓や模倣被害への対策など、進出先において特許権や商標権等を取得することは重要です。
特許庁事業を活用し、（公財）ひろしま産業振興機構では外国出願に要する費用を助成します。

I 補助金制度の概要

【支援の対象】

広島県内に主たる事業所を有する中小企業等

中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が2/3以上を占めるもの）
ただし、みなし大企業を除く。（詳細は財団ホームページをご確認ください）

【補助率】 1/2以内

【上限額】 1企業あたり：300万円（複数案件の場合）

1案件あたり：特許 150万円
実用新案 60万円
意匠 60万円
商標 60万円
冒認対策商標 30万円

【助成対象となる経費】

- ①外国特許庁への出願費用
- ②現地代理人費用
- ③国内代理人費用
- ④翻訳費用



II 公募時期

第1回 5-6月頃

第2回 8-9月頃

※本年度の募集は2回となります。
※第2回公募については、予算の残額により、実施しない場合もあります。
予めご了承ください。

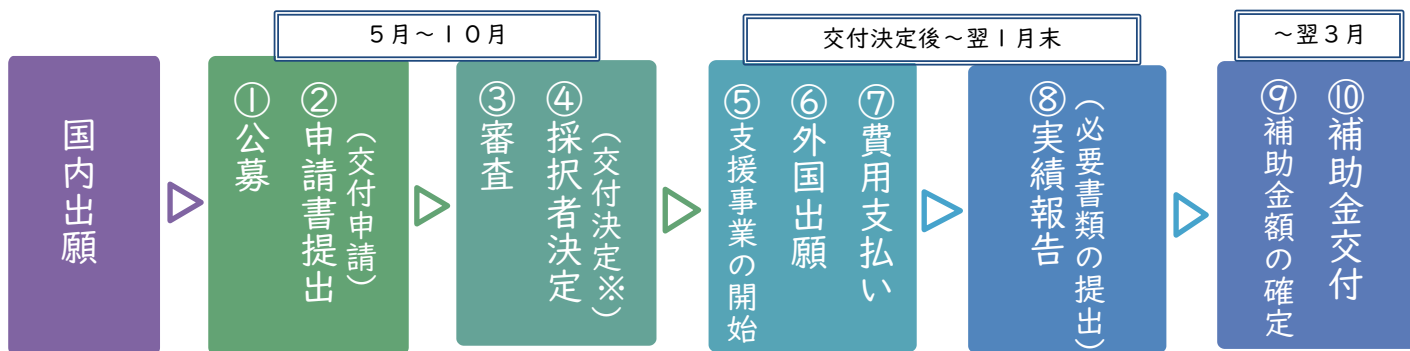
詳しくはこちらを必ずチェック➡

具体的な公募期間・募集要領・交付申請書様式等は、
QRコードもしくは以下のURLをご確認ください。

<https://www.hiwave.or.jp/purpose1/intellectual/g-shutugan/>



III スケジュール



※交付決定の時期について、第1回公募は7月中旬、第2回公募は10月上旬を予定しています。

IV 要件

下記(1)～(4)を満たすこと。

- (1)応募時に既に日本特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を、優先権を主張して外国へ年度内に出願を行う予定の案件。（商標については優先権がない案件も可とします。）
- (2)先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと。
- (3)外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと。
- (4)外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

※採択された場合、事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）を行います。

※詳細については、財団ホームページをご確認ください。